

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条第三項において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 私立各種学校の設置認可
土地改良事業の認可
道路の公用廃止
- ◇内訓甲 許可、認可、免許及び登録等の事務の標準
処理期限の一部改正

設置することを認可した各種学校

名 称 所 在 地

久 松 学 院

鳥取市東品治町二番地の一
鳥取ドレスメーカー女学院内

鳥取市三伯医師会
准看護婦養成所

鳥取市寺町一〇二番地

設 置 者 認可年月日

上 根 政 幸

昭和三十六年六月二十八日

社団法人 鳥取市三伯医師会
会長 松岡新平

昭和三十六年六月二十八日

鳥取県告示第四百十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす

る暗きよ排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四
年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用す

る同法第十条の規定により、昭和三十六年七月八日認可した。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十七号

次の道路は昭和三十六年七月十四日からその公用を廃止した。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

地目又は品目

面積又は数量

鳥取市西品治字上狭間八三三ノ二番地先から
八三四ノ二番地先まで

道路敷

七七、四五坪

関係図面は土木部管理課に保管

内訓 甲

内訓甲第四号

本庁内部部局

甲類附属機関

地方機関

許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限
(昭和三十六年五月内訓甲第一号)の一部を次のように

改正し、昭和三十六年七月二十五日から施行する。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

根拠法規の欄中「国立公園法」を「自然公園法」に改める。

整理番号11の項中「病院、診療所又は助産所の施設の使用許可」を「病院の施設の使用許可」に改める。

整理番号54の項中「家畜市場開設及び同市場業務規程

変更並びに建物の改築許可」を「家畜市場の登録」に、

「家畜市場条例」を「家畜取引法」に改める。

整理番号57の項中「山林事務所」を「農林振興局」に改める。

整理番号63の項中受付課欄の「山林事務所」を「農林振興局」に、処理課欄の「山林事務所」を「林務課」に改める。

整理番号64及び65の項中受付欄の「ク」を「農林振興局」に、処理課欄の「ク」を「農林振興局」に改める。

整理番号68の項中「山林事務所」を「農林振興局」に改める。